

告 示

埼玉県告示第百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月十九日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケンゾー＆マツモトキヨシ加須向川岸店

埼玉県加須市向川岸町二百二十番地一外

口 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 騒音対策等について

環境政策課

- (一) 営業時間が夜間に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車の励行、クラクション抑制を促す措置を図ってください。
(二) 荷捌車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ってください。
- (2) 交通安全対策について

交通防犯課

- (一) 図面七車両経路図によると、店舗駐車場への出入りは左折のみとなつてるので、そのことを来客者がわかるようにきちんとした案内標示や誘導をお願いします。

学校教育課

- (一) 店舗周辺が三俣小学校及び昭和中学校の通学路に指定されているため、駐車場の出入り、搬入、搬出の際に児童生徒の通行について配慮をお願いします。

(3) 地域商業貢献等への取組について

市民協働推進課

- (一) 地域自治会が開催する祭りや各種行事への参加・協力についてお願いします。

産業振興課

- (一) 加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として、地域経済の活性化に努めていただけようお願いします。

(二) 従業員等を雇用する際は、加須市民の積極的な採用に努めていただけます。

二

縦覧期間

令和三年二月十九日から令和三年三月十九日まで

三

縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター